

請 願 文 書 表

〔 令 和 7 年 9 月 5 日 〕
〔 第 3 回 市 議 会 定 例 会 〕

受 理 番 号	請 願 第 1 号
受 理 年 月 日	令 和 7 年 8 月 2 5 日
件 名	水道料金の値上げ条例撤回を求める請願
請 願 の 要 旨	・ 水道料金値上げ条例を撤回すること。 ・ 水道事業への市の公費負担を増やし、国へ財政支援拡充を働きかけること。
紹 介 議 員	北島定、小黒啓子、酒井豊実
請 願 者 の 住 所 、 氏 名	浜松市中央区飯田町 浜松市水道料金値上げを許さない市民の会 代表 利波 和幸 ほかに 2 0 0 1 人
付 託 委 員 会	建設消防委員会

令和7年 8月25日

浜松市議会議員 高林 修 様



請願代表者

住 所 浜松市中央区飯田町

氏 名 浜松市水道料金の値上げを許さない市民の会

代表者 利波 和幸

ほ か ²⁰⁰¹~~2007~~ 筆

水道料金の値上げ条例撤回を求める請願

紹介議員

北島 定

小黑 啓子

酒井 豊実

【請願趣旨】

水道局のみな様をはじめ市政のたゆまぬ努力で自然の恵みを守り活かし安くて美味しい飲料水に私たち住民は恵まれ、市民としてうれしく思います。しかし、今年2月定例会で浜松市議会は、水道料金値上げ条例を賛成多数で決定し、さらに数年後には再度値上げの検討もされると報道されています。

私たちは水道事業の更新費用は道路や橋のように本来税金で賄うべきと考えます。それは人間の体の6割が水と言われ、水分が20%以上失われると命を落とすといわれますように「水は命」であり「命を支える水」であり人権そのものだからです。「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を目的とした水道事業法が、「生存権・国の生存権保障義務」を謳う憲法25条から生まれたのも「水は命」からではないでしょうか。

広報はままつ 2025年8月号「特集 安全・安心な水を、これからも」で記載されていますように水道管等の更新・耐震化は全国的な緊急の課題です。

水道事業はすべて独立採算性でなく、今こそ、憲法25条と水道法に基づいて国に対して水道事業へ財政支援の拡充を市として強く働きかけて下さい。市としては一般会計からの繰り入れと共に太田川からの受水を見直しして下さい。

物価高騰の中で困窮する市民の暮らしを守る、安全・安心・安く・美味しい水を守る浜松市へさらに発展することを願い以下の請願を致します。

【請願項目】

- 1 水道料金値上げ条例を撤回してください。
- 2 水道事業への市の公費負担を増やし、国へ財政支援拡充を働きかけてください。